○あま市美和図書館の管理及び運営に関する規則　　　　　　　　抜粋版

平成22年3月22日

教委規則第16号

改正　平成24年1月23日教委規則第3号

平成25年2月19日教委規則第1号

平成28年3月23日教委規則第3号

平成28年9月27日教委規則第6号

(図書館運営協議会)

第22条　あま市美和図書館運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、委員10人以内で組織する。

2　運営協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、児童福祉関係者その他教育委員会が必要と認める者で構成する。

3　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

5　会長は、会務を総理し、運営協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

6　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条　会議は、会長が招集する。

2　会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成22年3月22日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の美和町図書館の管理及び運営に関する規則(平成6年美和町教育委員会規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成24年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成28年教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。